

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

告示	ページ
○道路の供用開始	(道路課) 1
公告	
○高知県功労者の表彰	(人事課) 1
○貸金業者の登録の取消し	(経営支援課) 1
○土地改良事業の計画変更の適否決定 (窪川土地改良区)	(農業基盤課) 1
高知県選挙管理委員会告示	
○政治団体設立の届出	1
○政治団体異動の届出	1
○政治団体解散の届出	2
監査公表	
○監査の結果に関する報告に基づく措置結果	2

告示

高知県告示第659号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成21年11月6日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年11月6日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 佐喜浜吉良川
- 3 道路の区域

供用開始区间	延長 (メートル)	供用開始年月日
室戸市佐喜浜町字上中尾 2935番1から 室戸市佐喜浜町字桂礁5397 番1まで	214	平成21年11月6 日

公 告

高知県表彰規則(昭和31年高知県規則第51号)第2条第1項の規定により、平成21年11月3日に高知県功労者を次のとおり表彰した。

平成21年11月6日

高知県知事 尾崎 正直

功績分野	氏名	住所
地方自治関係	田中 治	幡多郡大月町弘見
農林業関係	山下 林 榮	土佐清水市宗呂
同	中岡 全	高岡郡四万十町十川
水産業関係	藤田 春 雄	安芸市千歳町
建設業関係	野島 幸一郎	高知市城山町
社会福祉関係	竹部 重 夫	安芸市川北
同	山崎 祐 子	安芸市本町
保健衛生関係	萩野 善 久	土佐市中島
同	高島 恭 一	南国市大堀
同	山本 双 一	香南市野市町西野
災害防除関係	國見 安 行	高知市二葉町
同	長谷部 智 悟	高岡郡檮原町富永
公共福祉関係	寺尾 敦 子	安芸市川北

貸金業法(昭和58年法律第32号)第24条の6の5第1項の規定により貸金業者の登録を取り消したので、同法第24条の6の8の規定により次のとおり公告する。

平成21年11月6日

高知県知事 尾崎 正直

氏 名	野村 建行
主たる営業所等の所在地	南国市大堀甲2180番地2
登録番号	高知県知事(1)第01501号
登録年月日	平成18年10月24日
行政処分の年月日	平成21年10月20日
行政処分の内容	登録の取消し
適用条文	貸金業法第24条の6の5第1項第1号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、窪川土地改良区の土地改良事業(維持管理)の計画変更は、適當と決定したので、次のと

おり関係書類を縦覧に供する。

平成21年11月6日

高知県知事 尾崎 正直

1 縦覧に供する書類

- (1) 変更後の土地改良事業計画書の写し
- (2) 変更後の定款の写し

2 縦覧期間

平成21年11月6日から同年12月7日まで

3 縦覧場所

四万十町役場

4 その他

この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了後の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ができる。

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第75号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規定により次のとおり届出があった。

平成21年11月6日

高知県選挙管理委員会委員長 浅野 正倫

その他の政治団体(政党及び国会議員関係政治団体以外の政治団体)

名称	代表者氏名	会計責任者 氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
本井康介 後援会	中山 勲	本井 富美	高岡郡中 土佐町久 礼6341-9	平21・9・ 10
伊東正光 後援会	近藤 政武	曾我部 光 司	土佐郡大 川村小松 28-2	平21・9・ 18

高知県選挙管理委員会告示第76号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第7条第1項の規定により次のとおり異動の届出があった。

平成21年11月6日

高知県選挙管理委員会委員長 浅野 正倫

その他の政治団体(政党及び国会議員関係政治団体以外の政治団体)

区分	名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	異動後	岡村 任雄		
異動前	克己塾	異動なし	竹中 通弘	異動なし	平21・9・1				
異動後						竹崎 久倫			
異動前	杉本嘉宏後援会	斎藤 元紀	異動なし	異動なし	平21・9・1				
異動後						大塚 浩巳			
異動前	全国社会保険推進連盟高知県支部	橋本 圭弘	橋本 美弘	高知市春野町秋山914	平21・9・2				
異動後						中内 四郎	高知市相生町3-25		
異動前	安全安心豊かな香南市をつくる会	異動なし	異動なし	異動なし	平21・9・8				
異動後	新しい香南市をつくる会								
異動前	四国税理士政治連盟高知県支部	南 九壽彦	清藤 智彦	異動なし	平21・9・17				
異動後		森木 将雄	平井 雄一						
異動前	安岡宏後援会	山地 通	異動なし	異動なし	平21・9・30				

高知県選挙管理委員会告示第77号
政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により次のとおり解散の届出があった。
平成21年11月6日
高知県選挙管理委員会委員長 浅野 正倫
その他の政治団体

名称	主たる事務所の所在地	代表者氏名	政治団体でなくなった理由	届出年月日
中越武義後援会	高岡郡檮原町檮原1364-2	市川 岩龜	解散	平21・9・30

監査公表

監査公表第16号
平成21年11月6日
高知県監査委員
地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、高知県知事等あて報告を行ったところ、高知県知事から措置結果について通知があったので、同条第12項の規定により、次のとおり公表する。

21高行管第291号
平成21年9月30日

高知県監査委員様
高知県知事
定期監査の結果に対する措置結果について（通知）
平成21年8月19日付け21高監報第5号で報告のありましたうえのことについて、特別指摘及び厳重注意とされた機関からの措置状況の報告をもとに、地方自治法第199条第12項の規定により下記のとおり通知します。

記

第1 特別指摘とされた機関
1 幡多土木事務所
(1) 事実認定
平成21年4月に工事請負人に対して歳入歳出外現金から契約保証金を返還しようとしたところ、残高が901,950円不足していた。そのため、平成21年6月に当該不足額を一般会計歳出予算から支出した。この残高不足は、平成12年度以前に旧宿毛土木事務所で発生したものがそのまま継続

してきたものである。しかし、不足が発生した具体的な時期及び原因は明らかでない。

(2) 特別指摘事項
上のことは、長年にわたって歳入歳出外現金の残高確認を行ってこなかったため、文書保存期間の満了により証拠書類も廃棄され、残高不足が発生した時期及び原因の特定が不可能となったものである。特に、平成18年度に旧宿毛土木事務所ほか2土木事務所が統合されて幡多土木事務所が発足した時点では、歳入歳出外現金の残高も新しい事務所に引き継がれることから、当然残高確認を行うべきであった。また、旧宿毛土木事務所で契約保証金の残高が1件分だけとなっていた平成16年4月末には、容易に残高不足に気付き得るところ、そのまま看過してしまった。今後は、管理職員等により逐次残高確認を行うことなどにより、二度とこのようなことを起こすことのないよう歳入歳出外現金の確実な管理を強く求める。

(3) 原因又は理由
歳入歳出外現金の契約保証金が不足していることについて10年近くも気づかなかったのは、歳入歳出外現金の残額確認を、各年度末など、定期的に行っていなかったことが原因です。残高が1件のみとなった時点や、平成18年度の3土木事務所統合時点にも、特に未払い残額の確認を行っておらず、また、出納員の事務引継ぎの際にも残額を確認した引継ぎが行われていませんでした。

長期間残額の確認を行わなかったことにより、当時の証拠書類の保存期間が経過し、書類が廃棄されたことから、不足が生じた時点や原因の特定ができない状況になっていました。

(4) 措置状況
契約保証金の残高確認と再発防止を図るために、工事等の契約事務に携わる契約担当者や出納担当者が契約保証金の受入・払出を日常的に記録していく受払補助簿を作成し、定期的に会計帳簿との照合を行うシステムを構築しました。

こうした確認を行うことにより、今後二度とこのような事態を起こさないように努めます。

第2 厳重注意とされた機関
1 幡多福祉保健所
(1) 事実認定
平成19年度に年間購読していた定期刊行物の代金(10,800円)について、平成21年1月に債権者から未払の連絡があるまで支払漏れに気付かず、平成20年度予算で支払をしていた。

(2) 厳重注意事項
上のことは、地方自治法第208条及び地方自治法施行令

(昭和22年政令第16号) 第143条に規定する歳出の会計年度所属区分に違反する不適正な事務処理である。今後は、このようなことがないよう適正な事務処理を強く求める。

(3) 原因又は理由

共通経費管理システムの支払いは、総務事務センター(以下「センター」という。)が債権者からの請求を受けて各所属へ検認依頼し、検認を確認した後にセンターから支払われます。本件では、当所から請求書をセンターへ転送した後に書面の所在が不明となり、検認依頼以降の事務処理が未済となっていたことに気付かなかったこと、また、当所で独自に作成している補助簿(定期刊行物納品・支払確認一覧表)での支払状況チェックと共通経費管理システムによる「センター支払実績」の確認を失念していたことから未払が発生し、センターから連絡があるまで支払漏れを見つからなかったものです。

(4) 措置状況

下記の手順により、チェック機能を強化するとともに定期的に支払い状況を点検することとしました。

① 受取時に現物・納品書を確認し、補助簿に記帳

定期刊行物納品・支払確認一覧表(以下「納品確認表」という。)に受取日・刊行物の番号を控え、納品書を納品確認表と共に保管

② システム検認時に納品書・納品確認表との確認

納品確認表とシステムの情報を合算。システム画面を印刷し、納品書を画面コピーに貼り、検認ファイルに保存

③ センター支払情報と②の合算

検認ファイルに支払日を記入

また、通常の支払の流れからはずれる事柄が起こった場合には、センターに必ず電話するなど連絡を徹底することとしました。

今後は、このようなことがないように補助簿でのチェックと共通経費管理システムでの確認を適確に行い、会計規則に則った適正な事務に努めます。

2 衛生研究所

(1) 事実認定

契約額が100万円を超える平成20年度のバイオハザード対策実験室保守点検業務委託は、単独随意契約によっているが、施行伺及び予定価格調査を作成していません。

(2) 厳重注意事項

上のことは、100万円を超える委託契約であるため、高知県会計事務処理要領(平成19年4月1日付け19高会企第3号会計管理者通知)第5章第1節の(1)に定めるとおり事前に施行伺の作成が必要な事例である。また、高知県契約規則(昭和39年高知県規則第12号)第31条の3及び

高知県契約規則の施行について(昭和55年2月19日付け54管第111号副知事通達)第4の1の3で予定価格調査書の作成を省略できる範囲は、約定する予定価格が100万円を超えない金額と定められており、この規定に反する不適切な事務処理である。

今後は、このようなことがないよう適正な事務処理を強く求める。

(3) 原因又は理由

施行伺及び予定価格調査書を作成していないのは、基本的な契約事務に関する認識不足と100万円未満の委託契約の前例をそのまま踏襲したことによるものです。

(4) 措置状況

契約時には、書類作成者と決裁者がそれぞれ高知県会計事務処理要領の契約事務参考資料の一覧を確認することによりチェック機能を高めることとし、また、契約行為をはじめ、慎重かつ適正な事務処理を行うよう、所内定期会において再確認を行いました。

今後は、契約時には高知県会計事務処理要領及び高知県契約規則等関係法令の再度の確認を徹底して適正な事務処理を行います。

3 計量検定所

(1) 事実認定

ガソリン給油チケットを県有自動車に1冊ずつ置いていたままにしていた。

(2) 厳重注意事項

ガソリン給油チケットは、その性質上金銭と同様に厳格な管理が強く求められるものであるが、その管理が極めて不適切であった。今後は、このようなことがないよう適正な管理を強く求める。

(3) 原因又は理由

当所は、計量器の定期検査や燃料油メーター検定等により、日常的に県内各地に公用車を利用して出張しており、現地でアクシデント等が発生すれば、予定外に公用車を使用することになり、ガソリンの使用量も増えることになります。この対応として、ガソリン給油チケットを公用車に置いていたことが不適切な管理となったものです。

(4) 措置状況

公用車3台分のガソリンチケットは常時金庫に保管し、ガソリンチケットが必要な職員に対しては、公用車のガソリン残量と走行距離を勘案し、直接交付する形をとっています。

4 中央東農業振興センター

(1) 事実認定

平成20年度十市地区経営体育成基盤整備区画整理その2工事(農基第872-911号)は、工事施行伺を決裁権者が決

裁しないまま施行していた。

(2) 厳重注意事項

上のことは、高知県事務処理規則(平成15年高知県規則第44号)第3条及び出先機関長の専決に係る建設工事の契約事務処理要領(平成10年12月21日付け10監第1100号副知事通達別紙)第1の1に反する不適正な事務処理である。今後は、このようなことがないよう適正な事務処理を強く求める。

(3) 原因又は理由

工事施行伺を回議した際、決裁権者である所長の決裁印が押印されているかどうか確認しないまま、決裁が完結されたものとして事務処理を行っていたことによるものです。

(4) 措置状況

今後は、決裁権者自ら確実に決裁を行うとともに、担当職員も決裁権者の決裁印が押印されていることを必ず確認することにより、事務処理規則等に沿った適切な事務処理を行うよう徹底しました。

5 農業技術センター

(1) 事実認定

平成19年度に年間購読していた定期刊行物の代金(18,900円)について、平成20年8月に債権者から未払の連絡があるまで支払漏れに気付かず、平成20年度予算で支払をしていた。

(2) 厳重注意事項

上のことは、地方自治法第208条及び地方自治法施行令第143条に規定する歳出の会計年度所属区分に違反する不適正な事務処理である。今後は、このようなことがないよう適正な事務処理を強く求める。

(3) 原因又は理由

平成19年度の定期刊行物として年間経費支出伺を行ったものの一部で、平成20年3月末までに納品されていたにもかかわらず、支払関係書類を購読部署の担当者が総務課の支払担当者に提出しておらず、その後相手方から請求があるまで、そのことを失念していたこと、また、支払担当者が年間経費支出伺の支出状況を出納閉鎖時期までに確認しなかったことによるものです。

(4) 措置状況

定期刊行物の年間経費支出伺については、納品の都度、支払書類を確認するなど、購読部署と支払部署の連携を強化することとしました。また、当該年度に支出すべきものは、出納閉鎖時期までには、支出状況の確認を確実に行うなどの会計業務における当然なされるべきチェックを更に強化するよう努めます。

6 高知土木事務所

- (1) 事実認定
ア 平成20年度及び平成21年度に鏡ダム管理事務所及び鏡詰所で使用するプロパンガスについて、旧料金表で単価契約し、毎月の請求に対しても、検査職員が数量及び単価を確認することなく検査を終えていた。また、平成20年度には2度の価格改定が行われていたにもかかわらず、変更契約の手続を行うことなく、請求されたとおりの金額を支払っていた。
イ 平成20年度長浜海岸養浜（サンドバイパス）工事（高海改第1号）は、工事施行団を決裁権者が決裁しないまま施行していた。
- (2) 嚴重注意事項
ア (1)のアは、会計事務の基本をおろそかにしたもので、高知県契約規則第52条による「検査職員の一般的職務」を怠った極めて不適正な事務処理である。
イ (1)のイは、高知県事務処理規則第3条及び出先機関長の専決に係る建設工事の契約事務処理要領第1の1に反する不適正な事務処理である。
今後は、ア及びイのようなことがないよう適正な事務処理を強く求める。
- (3) 原因又は理由
ア 年度当初の契約において経費支出伺添付の見積書が旧単価の料金表に基づくものであったこと、更に料金改定による変更契約の締結をしていなかったことに加え、関係書類等を十分確認しないまま検認を行い、請求書どおりに支払いをしていたことによるものです。
イ 当該工事施工団は、平成20年11月28日に作成起案していましたが、決裁の過程において決裁権者の決裁印が遗漏していたものです。
- (4) 措置状況
ア 今後は、料金改定時の業者との連絡を密にして適正な契約事務を行うとともに、また、担当者が請求書に基づき検針票及び契約書類（見積書）により検認した後、再度、他の職員が関係書類を確認することにより検認のチェック体制を強化し、支払事務の適正な執行に努めます。
イ 今後は、確認を徹底し適正な事務処理に努めます。